○環境省告示第三十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十一条第五項の規定に基づき、風景地保護協定の認可の申請があったので、同法第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年十月一日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　風景地保護協定の名称
　下荻の草風景地保護協定

二　風景地保護協定区域
　熊本県阿蘇市一の宮町大字荻の草字中芳ヶ宇土六一三番一の一部及び大字中通字北山二七九六番一の一部

三　風景地保護協定の有効期間
　平成二十一年十月十五日から平成二十六年十月三十一日まで

四　風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
　公園管理団体財団法人阿蘇グリーンストックは、次に掲げるところにより、自然の風景地の管理を行うものとする。
(一)　当該区域に係る土地における輪地切り、輪地焼き、野焼き等の草原の景観を維持するために必要な行為を行うこと。
(二)　(一)に定める行為の遂行に支障のない範囲で、当該土地の所有者である阿蘇市並びに使用及び収益を目的とする権利を有する者である下荻の草牧野組合の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること。

五　風景地保護協定の縦覧場所
　環境省自然環境局国立公園課及び九州地方環境事務所

六　備考
　縦覧期間は、公告の日から起算して二週間とし、関係者は、当該縦覧期間満了の日（平成二十一年十月十四日）までに、縦覧に供された風景地保護協定について、環境大臣に意見書を提出することができる。
　なお、意見書の提出先は、東京都千代田区霞が関一―二―二環境省自然環境局国立公園課である（郵便番号一〇〇―八九七五）。

○防衛省告示第百七十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十一年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域
　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十一年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域
　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十一年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域
　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度三九分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十一年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域
　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十七号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十月一日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十一年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域
　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。